

「就業していること」の証明について

次の①から③のうち、どれかひとつがあれば結構です。
複数の証明を提出いただく必要はありません。

- ① 健康保険証（社会保険証）の写し
- ② 給与・賃金明細書（雇用されている会社と提出日直近の雇用事実がわかるもの）
- ③ 雇用証明書（下記の証明）、自営業の方は 自営業従事申告書（裏面の証明）

県様式第51号

※ この証明書は、事業所の代表者により記入・証明をしてください。

雇 用 証 明 書

| | | |
|------------------------------|-----|--|
| 雇用している者 (児童扶養手当 受給資格者) | 氏 名 | |
| | 住 所 | |

上記の者は、当事業所において雇用していることを証明する。

令和 年 月 日

事業所の名称
代表者氏名

事業所の所在地

電話番号